

9月4日（火曜日）

第3日目

平成19年9月4日（火曜日）

議事日程第3号

平成19年9月4日（火曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

第3 議案等の付託

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 佐々木 公 司 君

(1) 大館市立病院について

- ① 増改築事業を機に病院経営についての決意は
- ② 病院の改革と信頼回復について

(2) 個人情報保護と情報の共有化について

(3) ゼロダテ大館展を今後のまちづくりにどのように生かすのか

(4) 統合高校の設置場所について

- ① 有識者、関係者を含めた公開市民フォーラムなどなぜやらないのか
- ② 選定の条件提示について
- ③ 選定に当たって最優先すべきことは何か

(5) 交通弱者に対するバリアフリーの取り組みについて

- ・ 日常利用の市道整備、特に通学路環境について

2. 笹 島 愛 子 君

(1) 産業廃棄物に関連して

- ① 家電、汚染土壌、産廃の焼却、最終埋め立てなど、処理施設があることでのメリット、デメリットについて
- ② 外国からの受け入れを企業から打診された場合、それを認めるかどうか
- ③ 産廃の処理量や最終処分場など今後の見通しについて
- ④ 最近処理された残渣にはどのような物質が含まれていると報告されているのか。残渣を埋め立てした場合の汚染はどうなるのか

⑤ 三重県の産廃税について

(2) 市立病院に「地方公営企業法」を「全部適用」することについて

- ① 全部適用することによって患者や住民への影響はどうなるのか
- ② 病院の組織と職員の体制はどうなるのか
- ③ 全部適用した全国の病院の実態などを調べたのか
- ④ 他の病院の実態や本市の病院ではどうなるのか問題点などを明らかにし、急がず
に中間報告をしながら進めてほしい
- ⑤ 公的医療の後退の通過点にならないのか

(3) 白鳥のえづけについて

- ・ 今後の方向づけについて

(4) 「子育て税」に反対の意志表明を再度求める

日程第2 議案等の付託

出席議員（30名）

1番	小棚木 政 之 君	2番	武 田 晋 君
3番	佐 藤 照 雄 君	4番	小 畑 淳 君
5番	佐 藤 一 秀 君	6番	中 村 弘 美 君
7番	畠 沢 一 郎 君	8番	伊 藤 肇 君
9番	藤 原 明 君	10番	千 葉 倉 男 君
11番	佐 藤 久 勝 君	12番	仲 沢 誠 也 君
13番	桜 庭 成 久 君	14番	石 田 雅 男 君
15番	虹 川 久 崇 君	16番	藤 原 美 佐 保 君
17番	笛 島 愛 子 君	18番	明 石 宏 康 君
19番	吉 原 正 君	20番	佐々木 公 司 君
21番	武 田 一 俊 君	22番	安 部 貞 榮 君
23番	八 木 橋 雅 孝 君	24番	田 中 耕 太 郎 君
25番	田 畑 稔 君	26番	富 横 安 民 君
27番	相 馬 エ ミ 子 君	28番	高 橋 松 治 君
29番	奥 村 隆 俊 君	30番	斎 藤 則 幸 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 小 畑 元 君

副 市 長	岐 利 堅 君
副 市 長	吉 田 光 明 君
企 画 部 長	長 谷 部 明 夫 君
財 政 課 長	大 友 隆 彦 君
総 務 部 長	田 中 良 男 君
総 務 課 長	佐 補 佐 小 林 浩 君
総 務 課 長	安 保 透 君
市 民 部 長	齋 藤 誠 行 君
産 業 部 長	中 山 吉 行 君
建 設 部 長	丸 岡 信 雄 君
比 内 総 合 支 所 長	仲 谷 正 一 勇 君
田 代 総 合 支 所 長	中 村 黙 君
会 計 管 理 者	本 間 雪 夫 君
市立総合病院事務局長	小 林 貢 賢 君
上 下 水 道 部 長	斎 藤 一 治 君
消 防 長	椿 谷 藏 行 君
教 育 長	仲 澤 俊 君
教 育 次 長	海 沼 明 君
選挙管理委員会事務局長	渡 部 康 夫 君
農業委員会事務局長	三 浦 康 君
監査委員事務局長	岩 沢 治 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	本 多 和 幸 君
次 長	阿 部 徹 君
係 長	小 玉 均 君
主 察	畠 沢 昌 人 君
主 察	小 笠 原 紀 仁 君
主 任	金 一 智 君

午前10時00分 開 議

○議長（虹川久崇君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（虹川久崇君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、佐々木公司君の一般質問を許します。

〔20番 佐々木公司君 登壇〕（拍手）

○20番（佐々木公司君） 皆さんおはようございます。2日目、トップバッターで一般質問いたしますいぶき21の佐々木公司です。通告に従いまして今回は5項目について質問させていただきますので、市長におかれましては明快な答弁をよろしくお願ひいたします。

まず最初に、大館市立病院についてであります。①増改築事業を機に病院経営についての決意はということでお尋ねいたします。高層棟及びスパイン棟1期工事の完了により、高層棟での診療が9月末から開始することは報告のとおりであります。そのため、世紀の大引っ越し作業がスムーズに完了し、新医療体制に移行することを望んでやまないのであります。この増改築事業により医療環境は大幅に改善され、2次医療機関としての機能に市民からの期待は高いのであります。地方公営企業法の全部適用も念頭にあるようですが、これを機に市立病院の開設者としての病院経営について、市長の決意のほどをお尋ねいたします。

②病院の改革と信頼回復についてであります。先般、厚生常任委員会の行政視察で香川県坂出市の市立病院を訪れる機会がありました。ここは全国自治体病院の中でワースト1であり、自治省から病院の縮小あるいは廃止を含めて検討せよと言われた病院に、1991年4月に香川医科大学の学長から天の声として坂出市立病院へ院長として赴任したというか、させられた塩谷院長の壮絶なる病院改革の闘いのドラマを知らされました。赴任したときの院長の回顧録については坂出市のホームページで詳しく述べておりますので、注目すべきところを若干抜粋して紹介したいと思います。病院職員の日常、院長着任当日に医局へあいさつに出向いたところ、誰一人として立ち上がりようとせず、ある医師に至ってはソファーに寝転がったまでの対応であった。ほとんどの医師は出勤時間や診療開始時間を守らず、そのことに対して注意する人もいなかつた。救急患者を断るのは日常茶飯事、なぜ夜遅く搬送してきたかと救急隊員や患者にまで怒鳴る始末で、良質な医療とは無縁の、まさに無法地帯であった。内科で診断した手術適応症例は他の病院の外科に紹介するなど診療科の連携や相互の信頼感に乏しく、医療レベルはとても公立病院だと胸を張れるものではなかつた。このような医師の体質は当然医師以外の職員にも波及し、権利はしっかりと主張するが当たり前の義務を果たそうとせず、それぞれが言

いたい放題であった。医療法人・公務員としての使命感も見られず、親方日の丸体質に染まり、赤字額が増加しようと医療環境が悪化しようとどっぷりと日常性に埋没していた。その結果、病院にはよどんで沈滞した空気が充満し、住民からの信頼を失い、まさに落ちるところまで落ちた感じであった。もう少し続けますが、病院の最適化すなわち改善を図りつつも病院全体の最適化を図ることを優先した。経営改善は利益を出すために何をするのかという目先の事例であり、対症療法である。病院に存在する本質的な問題の解決をもたらさない経営改善では意味はない。重要なのは、基本理念の達成に向けて病院運営にかかわるすべての事柄の初めからのやり直し、見つめ直し、つまり根治療法であり、これこそが市立病院にとって必要な姿、すなわち経営健全化であると考えた。いっぱい紹介したいことがあります、医師の入れかえ、こんな勤務医はいらない。医師は社会のリーダーとなるべきで、それによって尊敬される地位を与えられている。幾ら時代や医療制度が変わろうとも、病院運営の原動力が医師であることには変わりなく、それゆえ病院職員はよきにつけ悪しきにつけ医師の影響を受けやすい。医師の資質に問題があれば当然の結果として病院は低迷する。そして、こんな勤務医はいらないということで8項目挙げております。1. 人間としての基本的マナーに乏しい。2. 時間・規則を守れない。3. 協調性に欠ける。4. 患者に対して誠実でない。5. 技術・知識の向上への意欲がない。6. 総合的に患者を診れない。7. 反省心がなく謙虚でない。8. 医療保険制度を理解せず経営に貢献しない。というようなことを述べております。当大館市立総合病院においては理念と基本方針を入り口に大きく掲示しております。理念は患者さんが安心と満足の得られる医療の展開。そして基本方針として患者さん中心の医療、患者さんと信頼関係を大切にし、病める人間への配慮を常に忘れず、心のこもった患者さん中心の医療を提供する。そして、2項目めには地域の中核病院としての医療。3. 全職員参加の医療。そして最後には、患者さんの権利として4項目めが掲げられていますが、これについては割愛いたします。これらの理念を基本方針に日常医療業務を照らし合わせ、これらを徹底するならば、接遇などを含めた今まで多くの問題点として指摘されたことは改善されると思うのですが、きのう、おとといでも一部の医師等の対応について、市民から手厳しい非難の声が私の耳に届いております。あえて言うならば、医師が患者をしかるという現象であります。この一件のことを含めて、市長の所見をお伺いいたします。

(2) **個人情報保護と情報の共有化**についてであります。昨年の4月に個人情報保護法が完全施行され、情報化社会に不可欠な個人情報の保護に向けた法制度が整備されたのは周知のとおりであります。だがその一方で、具体的な判断の難しさとともに、法の想定外の過剰反応や行政などの情報隠しなどが疑われるような状況が見られるなど、現場サイドの混乱が出てきております。そうした中、法改正の議論も出始めているのも事実であります。この夏は猛暑で気象台の観測記録が塗りかえられ、全国的に猛暑により亡くなられた方が多数いたということは痛ましい限りであります。また、当市においても4人の方が亡くなったということであります。

このように、高齢者世帯や要援護者の安全確認が問題になるのであります。当市においては特別問題となるケースとして報告をされていないようですが、8月の全国紙の「中越沖地震での教訓として厚労省が自治体へ通知 災害弱者の名簿、地域と共有を」というタイトルの記事に関心を持たざるを得ませんでした。中越沖地震でお年寄りや障害者などの安否確認が迅速に行われなかつたとして、厚生労働省が、災害時などに避難支援が必要な要援護者の名簿を民生委員などと共有できるような体制づくりを全国自治体に求める通達を出したとのことであります。個人情報保護を理由にこれらの情報提供を拒むケースがふえており、災害発生時の対応おくれなどに懸念が広まっていることなどから厚生労働省は、条例の見直しなど積極的な取り組みを求めているということです。特に言われているのは、災害の際の安否確認などはお互いに顔見知りの地域では問題がなかったが、都市化が進んだ地域ではどういう状況つかみ切れなかつたということが起きているということです。要援護者の名簿の整備や災害時の安否確認、避難をスムーズに行うための避難支援計画づくりは2004年の豪雨災害をきっかけに内閣府が2005年の指針で自治体に求めていることです。大館市においてはどうなのでしょうか。また、日常の地域のコミュニティー活動の中で、例えば広報の配布にしても、かつては町内に名簿と必要部数の配布がされたそうですが、現在はその提供がない中、町内によっては相当部数の予備を上乗せして配付されているようあります。これを全市的に見るとかなりの額になるのではないでしょうか。しっかりしたルールの上、地域の信頼関係を壊さぬための同意に基づいて情報の共有化に取り組んでいる自治体もあることですが、市長はどのようにお考えでありますでしょうか。所見をお伺いいたします。

(3) ゼロダテ大館展を今後のまちづくりにどのように生かすのかということですが、このことについては今定例会の行政報告でも市長は述べてますが、秋田県大館市アートプロジェクトゼロダテ大館展2007の立派なパンフレットの中に盛りだくさんの企画がありますが、このゼロダテとはDATE（日付）をゼロにリセットし、もう一度何かを始める、新しい大館を創造するという活動であると述べており、大館を思う気持ちを共有し、それぞれの大館とともに歩き始めることであり、大町商店街の閉ざされたシャッターをあけることから始まり、今までになかった新しい切り口による、今までになかった発想のアートによる、町おこしによる情報発信であったと感じた一人であります。この企画に県内外から大勢の人々が訪れ、大町にもそれなりのねらいがあり、市民ボランティアが支えて成功したことは今後に向けて多くの可能性を示唆したものと考えます。そして、既に次回に向けての、まず大館のよさを発見する仕掛けをと意気込みを語っています。そうしたことを踏まえ、今中心市街地活性化という命題の中でこうした取り組みを考えたとき、9日間という非日常性にとどまらず、日常性の中で、このテーマで市長は今後のまちづくりにどのように生かそうとしているのか、忌憚のない考え方をお尋ねするものであります。

(4) 統合高校の設置場所についてであります。このことについては、大館市のまちづくり

形成上でも市民の関心の高い課題として、何度か取り上げてきましたし、同僚議員も数多く取り上げてきたテーマであります。設置学科等の素案はほぼまとまり大きな課題は設置場所というところにきており、大館地区高等学校統合問題協議会では候補地選定について、1. 統合対象3校に旧大館商業高校跡地を含め検討すること、2. 分割設置はしないことなどを要約し、役割を終えました。そして、市と県に設置場所をゆだねるという形で終わっております。そして、市では総合制高校設置問題の庁内検討会を設置し、各部門から推薦された職員の選定チームで明瞭妥当なものになるように候補地選定作業を進めるということで、6月議会の教育長の答弁でもありました。その後の検討の経過についてはまず、関係課の補佐・係長で組織する選定チームを設置し既存校を中心に検討を重ね、6月の選定チームの会合で適地を絞り込みをしたという報道がありました。それに対し市長は、「最初から絞り込むのはいかがか、既存校を前提としないで範囲を広げて検討すれば選択の幅が広がる」と述べ、範囲を広げて検討する方針を示されたのであります。この記事を見て「あれ？」と思った市民が多かったと思いますし、事実そうしたことに対しておかしいという声が多数寄せられております。そして、選定チームに続き部長級をメンバーとする庁内検討会が7月に発足し、候補地を数カ所挙げ選定作業を進め、8月22日には外部の意見を反映させるため各界の有識者の意見を開いたというところまで来ているのが現在の状況であります。今までのいろいろな段階で検討結果は尊重するにしても、**有識者**、小学校、つまりこれから入るであろう該当者の**関係者**を含めた**公開市民フォーラム**などなぜやらないのかをお尋ねします。このことは以前にも提案を申し上げております。言うまでもなく、統合校開設予定を平成25年ごろとすれば、そこを志望校とする主人公は今的小学生なのであります。直接的に関係の大きい小学校関係者を含めた公開市民フォーラムなどぜひやってほしいのであります。そして、今までの検討結果については前段で触れましたが、**選定の条件提示**が明確でないと検討結果が大きく異なるものと思いますが、今までの経過を見て、「おや？」と思うのは私だけでしょうか。**選定に当たって最優先すべきことは何か**お尋ねいたします。あえて申し上げませんが、市長が今までの検討に当たってこのことをどのように提示しているかをお尋ねいたします。

最後に、**交通弱者に対するバリアフリーの取り組み**についてであります。**日常利用の市道整備、特に通学路環境**についてであります。6月議会においても歩道・車道の段差について、高齢者対応のバリアフリー化をどう実現するかについてお尋ねいたしました。身近でよく利用する、東大館から舟場へ行き、舟場を下がってちょうどカーブする付近のところが非常に見通しが悪いわけですが、車幅を示す白線の外側の通行スペースに雑草や雑木が生い茂り、歩行者や自転車等で歩行する人が大変不便をしております。歩行者や自転車利用の人たちが大変危なそうに通行しているのを目の当たりにして、ちょっと手入れさえすればより安全性が確保できるものと考えますが、市長はどのように考えますか。以前はその手入れした雑草等を側溝のふたの上に放置され、自転車で滑って転倒したという人の話も聞いております。路面の凹凸や補

修はもちろんありますが、道路側面の整備の必要性についても地域住民から多くの声が届いております。また、中神明町から舟場へ向かう、これは船で物資を供給した当時の唯一の往来路であった歩行坂、通称馬坂と言います。我々はまじやかの坂と言いますが、その道路を見ておりますと何とも中途半端な舗装で、車の走行あるいは朝夕の児童の通学路としても大変不備な点が見られます。このままの状況では事故になりかねないと感じておりますが、小さな、毎日の通学路における安全確保及び道路の整備について、市長の考えをお伺いいたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**大館市立総合病院について**。①として**増改築事業を機に病院経営についての決意**はということであります。議員から坂出市立病院の事例が紹介されましたが、職員の意識改革が急務であるという点については同感であります。市立総合病院では、いよいよ今月25日から高層棟での診療が開始される運びとなり医療環境が大幅に改善されますことから、外来・入院とともに医業収益の増収が期待できるものであり、2次医療機関として市民の負託にしっかりとこたえてまいりたいと決意を新たにしております。また、病院事業では、抜本的な経営改革を進めるため地方公営企業法の全部適用を現在検討しているところであります。これにより、管理者に人事権や予算原案の作成など広範な権限が付与されることになり、病院の独立性・効率性が高まるとともに、開設者・管理者・職員それぞれの役割と責任が明確化されることになります。職員も患者サービスの向上に加え、常に経営を意識することになり、将来にわたって良質な医療を提供するための基盤を築くことができるものと考えております。案がまとまり次第、議会に御相談してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②**病院の改革と信頼回復について**であります。総合病院では、接遇等に対する患者さんの生の声をいただくために御意見箱を設置しておりますが、お礼や励ましのお手紙をいただく一方、職員に対する不満や苦情も依然として寄せられております。このことから、院内の患者サービス委員会では、接遇向上対策として、1. あらゆる機会をとらえ全職員に接遇研修を実施する。2. 新任医師にはオリエンテーション時に接遇研修を実施する。3. チェックシート形式による意識調査を実施、分析し、効果的な方策を検討する。4. 患者さんからの苦情を検証し、適切な指導を行う。5. 職員の中から接遇トレーナーを養成し、きめ細かな接遇指導を行う。以上5点を掲げ、実行しております。基本は、職員一人一人が患者さんの不満や苦情を真摯に受けとめることができるようになることであります。今後も粘り強く改善を継続しながら、施設のリニューアルを弾みとして、地域が誇れる病院となるよう努力してまいります。

2点目、**個人情報保護と情報の共有化について**であります。個人情報を保護するとともに、**コミュニティー活動における日常及び災害等緊急時の情報の共有化のあり方について**のお尋

ねであります。個人情報保護法の施行に伴い自治会名簿や学校の緊急時連絡網などが作成されないようになるなど、いわゆる過剰反応が全国的に発生し、議論を呼んでおります。このような名簿等につきましては本来の目的に利用される限りでは極めて有用であります。一たん作成されると、知らない間に他人に渡り予期せぬ目的に利用されたり、故意・過失により公開されてしまう危険もあるなど慎重な取り扱いが必要であると考えております。地域のコミュニティ活動等に活用する住民情報の地域との共有化につきましては、その利用目的や個人情報の内容、情報管理方法等を総合的に勘案し、個々のケースに応じてそのつど判断してまいりたいと考えております。この夏の熱中症への対応では、行政協力員や民生・児童委員など地域の方々の御協力により高齢者世帯を初めとする要援護者の安全確認を行ったところであります。今後、災害等緊急時の支援を迅速かつ的確に行うためにはこのような方々についての情報を即時に利用できる体制を整えておくことが重要であると考えております。そのため、要援護者に関する名簿等につきましては、本人の了解を得ながら作成し、厳しい管理のもとで地域との共有を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

3点目、ゼロダテ大館について。今後のまちづくりにどのように生かすのかについてであります。昨日の石田議員の御質問にもお答えいたしましたように、今回開催されましたゼロダテ大館展は、地元出身のアーチストが中心となり、20年間閉ざされていた空き店舗のシャッターをあけて、地域の魅力を再発見しようとした企画であり、市民に大きなインパクトを与えたものと高く評価しております。まちづくりや空き店舗対策にとりましても示唆に富む内容であり、これを生かした施策について関係者と協議を始めたところであります。また、ゼロダテは来年以降も継続していきたいとのことでありましたので、議員御指摘のとおり、地域をさらに巻き込みながらことし以上に盛り上がるよう支援してまいります。

4点目、統合高校の設置場所についてであります。①有識者、小学校（該当者）関係者を含めた公開市民フォーラムなどなぜやらないのか。②選定の条件提示の仕方に問題はないか。③選定に当たって最優先すべきことは何か。この3点につきましては、おのおの関連がありますので、一括してお答え申し上げます。昨日の安部議員の御質問にもお答えいたしましたように、総合制高校のあり方につきましては、市内各校の校長・同窓会会长・PTA会長・学識経験者等で構成する大館地区高等学校統合問題協議会において、それぞれの立場からさまざまな意見が出ましたが、設置場所については、本市の都市計画ともかかわりがあるということで、県と市にゆだねるとされたものであります。このことから、市では、関係各部長で構成する総合制高校設置候補地庁内検討会を設置し、作業部会として選定チームをつくり、生徒の教育環境や通学の利便性を最優先とし都市計画マスターplanや高校配置のバランスを考慮して検討を重ねてきたところであります。また、候補地の絞り込みについては、フォーラムという形式ではありませんが、関連団体・教育関係者などの外部有識者からも十分意見を伺っており、今後、議会に御相談申し上げながら集約したいと考えております。

5点目、交通弱者に対するバリアフリーの取り組みについてであります。日常利用の市道整備、特に通学路環境についてであります。市道歩行坂線は、第一中学校の通学路として利用されるなど地域にとって重要な路線でありながら、幅員が狭く最小で2.7メートルとなっております。御案内のとおり、狭い市道につきましては、隣接する土地の所有者から拡幅に必要な用地を寄附していただいた上で整備を進めているところであります。本路線につきましても土地所有者に協力を願いしたいと考えております。次に、市道の路肩部分の草刈りについてでありますが、路上に残された草により自転車の転倒事故が発生したということでありますので、今後そのようなことがないよう、特に交通弱者である歩行者や自転車により一層配慮して、安全・安心な通行の確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○20番(佐々木公司君) 議長、20番。

○議長(虹川久崇君) 20番。

○20番(佐々木公司君) まず最初に、市立病院についていろいろ述べましたけれども、特に医師に対するいろいろな苦情・批判があります。その具体的な形として病院にその声が届いている場合とその声が届かず在我らとかあるいは町の中でくすぶっているケースが多々あるかと思いますが、つい金曜日の話ですが、「市内には内科医がいっぱいおるんだぞ」と、「開業医がいっぱいあるんだぞ」と、「何で来た」という言い方をした医師がおったそうであります。たまたま私が市内の開業医に一般健診で行ったときに、私の存在をわからずにそのように言った方がおりましたけれども、胃カメラも麻酔もかなりの時間待たなければならないし、軽い病気で市立病院に来たことが悪いような言い方をされたというようなことではありますけれども、そういう声が随分あるわけです。今まで、担当の厚生委員会の中でもそういういろいろな質問が出ておりますけれども、一生懸命頑張っているお医者さんもたくさんおりますし、また病院の従事者の方もおりますけれども、一部の心ない医師が患者をしかるという、こういう病めて病院に行かなければならぬ人に対して頭ごなしにしかるということが大変問題なのでないかと思いますが、その辺のところ院長なり市長がきちんと該当の医師に対して物が言えるのか言えないのか。今医師不足の問題がある中で、やっぱりだめなところはだめと言つてきちんと正していくかなければならないのではないかと思います。これは先ほど紹介しました坂出の市立病院のように、医師の入れかえ、こんな勤務医はいらないと大きな声で言えればいいのですが、残念ながらそもそも言えない状況の中で、だめなところはだめだということをきちんと言つべきでないかと思います。

そして2点目、高校の統合問題ですけれども、いろいろなことを検討するときに、前提条件をどう出すのかということでその後の展開が大きく変わると思います。もしあえてするならば、今の既存校にとらわれずに検討するチーム、あるいは大館市全体の中で検討するチームの2つに分けて、両側面から検討するべきでないかと思いますが、こだわらずに広い考え方で選定する

ということであれば、今まで検討した担当の補佐、あるいは係長のチームの存在は何だったのかと、もし私が当事者であればそう思われるを得ないと思います。まず、その2点についてお伺いいたします。

○議長（虹川久崇君） まず2点ということでなくはつきりさせてください。2点ということでおよろしいですか。

○20番（佐々木公司君） 市長の答弁によっては再々質問するという意味ですので、今は2点です。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（虹川久崇君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問について、お答えしたいと思います。いろいろな御意見があることは私も十分承知しておりますし、決して問題がないとも認識しておりません。あると私も思っております。なぜかと言えば、そういう声が患者さんから上がってきてているということも十分承知しております。そこで今申し上げた対策についてまず申し上げたいのが、病院管理者、先ほどで言えば坂出病院の院長さんみたいな人が大館に来てくれて、それでいろいろ形でわかった上で指導していただくという形が強力な指導体制にはまず第一だと思います。そうは言いましても、私は開設者として現在でも言うべきことは言わなければいけないと思いますし、また、まことに恐縮でありますけれども、大館市立病院に勤務されたときの評価というものはお医者さんに一生ついて回るわけであります。その意味でも市民に高い評価を得たお医者さんであるという市民からの推薦状を出せるような、そういう医師として活動されるよう私どもも御協力し、派遣元に対しても十分な説明をし、このお医者さんはよく頑張っていただきました、あるいは逆の場合もあるかもしれません。そういうことで、きちんとコミュニケーションをよくしていきたいと思います。

それから既存校にこだわらずの真意についてでありますけれども、できるだけ広く市民の皆さんの御意見を伺うという点において、最初、チームが検討したときに、既存校3校についてと言ったのは、実はこれは県の方で最初、現有地を中心に現在の高校についてのあり方について予算を出せる出せないという意見があったものですから、既存校にこだわって検討したようです。私は、それは大館市百年の計を考えたときに、負担は誰がするのかといろいろ問題も出てきますけれども、既存校にこだわらず、もっと広い視野から検討してくださいということを申し上げたわけであります。しからば今まで努力して検討したことがすべてむだになったのかといえば、私は決してそうではないと思います。ちなみに既存校プラス用地を買って拡幅する場合、いろいろなケースが出てくると思います。それからまた、県営の高校の用地を私どもの方で、例えばどこの高校にするのか、さまざまな手法が考えられると思います。そういうことで幅広く検討してくださいということあります。いずれいろいろな機会をとらえて、皆さんに十分に御議論いただくことがあるわけですけれども、例えば、これから高校に入られる方た

ちの御父兄の皆さんのお意見を伺う。逆に言えば、一定の案が固まった段階でお示しして、そして最終的には議会に御相談しながらということになると思います。ですからこれは、できるだけ幅広く市民の皆様ともお話し合いを続けていくことが主になると思いますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

○20番（佐々木公司君） 議長、20番。

○議長（虹川久崇君） 20番。

○20番（佐々木公司君） その経過は議会終了後になりますけれども、いずれ今県の教育委員会は国体を控えて高校の検討どころではないと思いますので、そういうことを踏まえて、府内で検討した結果がいろいろなケースとして生かされると思います。市長も述べているように、19年度中にある程度意思を出すと思いますが、もちろん議会に相談するということですけれども、その辺がまだ流動的で動かせる状況なのか、全くこれで、A・B・Cで成文化されるのか、あるいはAが成文化されるのかはわかりませんけれども、いずれにしてもいろいろな角度で、市長の言っているところの将来を見据えたここが聖域だというところにするべきでないかと思いますし、もう一つはあえて言うならば、現実に位置の綱引きのこともあるわけです。そうすると今あった所の高校がなくなることによって、地域が寂れる、そのことを懸念することを、やはりそのことに対応して統合した後の跡地についての利用ということもあわせて検討しないと、現実には陳情が出たり文章で出たり口頭で出たりしていますけれども、やはり地域の方にとっては重大な問題ですから、そのことを踏まえた総合的な将来を見据えた検討についてぜひ市長は進めていただきたいと思いますので、簡単で結構ですから、そのことについて答弁をお願いします。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（虹川久崇君） 市長。

○市長（小畠 元君） 基本的にはこれからも県とのキャッチボールと言ったら何ですけれども、行ったり来たりが何回もあると思います。最終的には県立高校ですから県の持っている予算もあります。できるだけ市民の声が県にちゃんと伝わるように、そいついたやりとりというのはこれから何回もあると思います。できるだけオープンに、皆様方に議論の過程も伝わるようにしていきたいと思います。

○議長（虹川久崇君） 次に、笹島愛子君の一般質問を許します。

[17番 笹島愛子君 登壇]（拍手）

○17番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。通告に従って一般質問を行いますが、いつも言っていることですけれども、私に対してはもちろんですけれども、市民に対してわかりやすい言葉で答弁していただきますようよろしくお願いいたします。

最初に、産業廃棄物に関する5点にわたって質問します。1点目は、家電、汚染土壤、

産廃の焼却、最終埋め立てなど、処理施設があることでのメリット、デメリットについてです。本市では同和グループによりいろいろな事業を行っておりますが、その一つに東北3県の家電製品を解体しリサイクルする事業、また、日本全国から汚染された土壌を受け入れて処理する事業、さらに産業廃棄物も日本全国から搬入され焼却処理する事業により、最終処分場に埋め立てをしています。これらの事業は鉱山が閉ざされた後、鉱山の施設や技術を活用するということで行われ、産廃事業は操業からもう少しで20年がたとうとしています。この産廃処理事業で地元住民は風向き等によって起こる臭気や大型トラックがひっきりなしに通る状況、さらには一時的であれ、焼却施設内に産廃が野積みされてその汚染水が地下水や田んぼなどに影響があるのではないかなど、この間心配の種は尽きませんでした。このように環境や身体等への不安がある一方で、「それでも一定の雇用はあるし」と声のトーンを落とす人もいます。リサイクル事業そのものには理解を示しながらも不安はぬぐい去れません。このように住民感情が錯綜している中、このような事業でのメリットやデメリットはどうかなど今さらとも思いましたが、この産業廃棄物処理施設ができて、先ほども言いましたが、20年になろうとしている今だから改めてお聞きするものです。もしメリットというようなものをきちんと報告できない場合の責任は重大だと思います。特に産廃による環境破壊は住民が直接命と健康の危機にさらされる問題です。今後、県と話し合いする必要にも迫られるのではないでしょうか。明確にお答えいただきたいと思います。

2点目としてお聞きしたいのは、今現在日本各地から産廃を受け入れている状況の中、さらに外国からの受け入れを企業から打診された場合、それを認めるかどうかです。私どもはこの間何度も搬入・処理の総量を問題視し、これ以上ふやさないよう求めてまいりました。これについて、市長の胸の内を明らかにしていただきたいと思います。

3点目は、産廃の処理量や最終処分場など今後の見通しを聞かせてください。

4点目として、最近処理された残渣にはどのような物質が含まれていると報告されているのでしょうか。量の多い少ないは別としてお知らせいただきたい。また、それらを含む残渣を埋め立てした場合の汚染はどうなるのか。明解にお知らせください。

5点目は、三重県の産廃税についての見解を市長にお伺いするものです。三重県では地方税法第4条の法定外目的税の規定に基づいて、2001年の6月県議会で、全国で初めての産廃税を排出事業者に課すことが可決されております。その後何県かで税の徴収が行われるようになっています。三重県は地理的に名古屋と大阪の中間に位置し、交通の便もよく、さらに森林面積も多く、安くて広大な土地があるということで産業廃棄物の流入県となっていました。そのような中、産廃処理施設や埋め立て処分場周辺の環境悪化は極めて深刻で、野焼きや夜間搬入、悪臭や汚水の流出、自然発火など不法・不適切な処理が後を絶たず、周辺住民から苦情や撤去の運動や訴訟も数多く起きました。それ以降、最終処分場をめぐる問題や不法投棄の増大などを背景にして、企業の産廃の排出抑制やリサイクルなどへの抜本的な転換が強く求められ

ていました。そのため、自治体独自の法定外目的税として産業廃棄物税の導入が検討され、附帯決議をつけて全会一致で可決されて、2002年4月から施行されております。しかし、導入するまでには県議会で随分長い議論を繰り返してきたとのことでありますし、今後の課題も山積しているようです。三重県では四日市公害を教訓に、公害や環境破壊は何よりも発生源を元から絶つこと、そして、その責任と対策の費用負担は汚染者そのものにあること、発生源が中小企業などの場合は技術と負担の援助を行うことが行政と政治の責務であるということ、そして、大きな企業は税金を課されたり、お金を出すことになったら本気で対策に取り組み、急速に汚染物や廃棄量が減るだろうと予測できるからと四日市公害勝利の判決を勝ち取った経験などから述べています。私どもはこの間、産廃問題をさまざまな角度から取り上げてまいりましたが、この産廃税の導入について私は積極的な考えは持っておりませんでした。と言いますのは排出企業がもし税を徴収されるのなら、つまり、金を払ったら幾ら持ち込んでもいいのではないか、文句はないでしょうと悪い方向に行くのではないかと考えていたからです。事実、負担金を徴収されるのなら法や条例の基準を達成してはいてももっと汚染物の排出は減らすが、逆に負担金の支払いがないと法や条例の基準いっぱいまで排出しても構わないむしろ増加しているという姿勢もあったということです。また、ある物質については排出量に基づいて汚染賦課金が課せられていて、企業はその賦課金を少しでも安くするため、その物質の排出量はどんどん減って今でも努力が続けられている企業もあるということです。そこで市長にお伺いいたします。私は税先にありきという考えは持っておりませんが、産廃の処理量を減らし、環境汚染を広げないようにするか、一つの方策として検討に値するのではないかとも考えられますが、どうでしょうか。ちなみに三重県では都道府県法定外目的税の税目は産業廃棄物税ですが、岡山県では産業廃棄物処理税、広島県では産業廃棄物埋立税、鳥取県では産業廃棄物処分場税などが徴収されています。市町村法定外目的税としては、岐阜県多治見市で一般廃棄物埋立税などがあるようです。いずれにしても人間の健康を害するおそれがあると思われることにはいち早く何らかの対応が必要になってきます。市長の率直なお考えをお聞かせください。

次に、**市立病院に「地方公営企業法」を「全部適用」することについてお伺いいたします。**最初に、**全部適用することによって患者や住民への影響はどうなるのかお聞きします。**自治体が経営する企業はあくまで公共の福祉を増進させることが目的ですが、同時に企業としての性格を持ち、常に能率的な運営を確保し、経済性を發揮することが求められているとして、一般的な行政事務を規定する法律とは別に組織とか財務、職員取り扱いなどについて、企業としての実態に即した法制度を設けるために地方公営企業法が制定されたわけですが、その法が対象にする公営企業は全部適用される事業と一部適用の事業があります。病院事業については財務規定だけは当然適用ですが、組織や職員の取り扱いは任意適用となっておりますので、病院事業を全部適用にする場合は当然のことながら条例で定めることが必要になってまいります。しかし、一般会計などによって負担することが全部適用しても可能なわけですので、市病への全

部適用は本来そのことによって病院のあり方や運営が決定的に変えられるというものではないと認識しておりますが、仮に全部適用した場合の影響についてお伺いいたします。

2点目として、全部適用した場合、**病院の組織と職員の体制はどうなるのか**お聞きします。これまで財務だけに適用されていた地方公営企業法の規定を病院の組織、職員の身分取り扱いに適用するため、組織的には市長部局から離れて独自の管理者を置くことになるようですが、その管理者には広範な権限が与えられることがあります。しかしながら、独立の執行機関ではなく身分は地方公共団体の長の補助職員であると認識するものですが、これについてはどうでしょうか。また、職員の身分は地方公務員であり、病院も公立直営でこれまでと変わりはないと認識するものです。いかがでしょうか。

3点目は**全部適用した全国の病院の実態などを調べたのか**お聞きするものです。現在進められている自治体病院の地方公営企業法の全部適用は病院を経営体として、純化・強化し、病院事業に民間的な経営手法を導入し、経費の削減を至上課題としているところがほとんどだと伺っております。そのため、全部適用になったところでは繰出金の削減や民間委託の促進、有料サービスの範囲を拡大するなどの見直しが加速してくることが予測されます。埼玉県などでは全部適用後、3年後には幾ら、5年後には幾ら繰り入れを減らしたいとその目的を端的に述べていたとのことがあります。また、全部適用のモデル病院と言われた鹿児島市立病院での当時の医師の配置は研修医が56人で常勤医師が72人と研修医の割合が44%になっていたと報告したそうです。この数字は今現在どのように変化しているのかわかりませんが、医師の割合を見て驚きました。ほかの病院の実態を調査すると同時に、患者や市民にとってよい方向づけになることは取り入れ、負担になることや不便になることなどは行わないなど常に市民・患者の立場で運営する姿勢を保っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

4点目としては、前段で述べましたように、**他の病院の実態や本市の病院ではどうなるのか問題点などを明らかにし、急がずに中間報告をしながら進めていただきたい**と思います。いかがでしょうか。

5点目は全部適用した場合、**公的医療の後退の通過点にならないのか**お聞きするものです。地方公営企業法の全部適用は今日の公務の民間解放などの流れの中では、これで終わりではありません。全部適用を通過点にしながら、地方独立行政法人化や医療分野のさらなる規制緩和と連動した指定管理者制度による民営化なども模索されるのではと懸念されます。どこでも誰でも安心して治療を受けられる、地域の拠点病院として自治体病院を確立していくことが切実に求められていると思います。市長、いかがでしょうか。

次に、**白鳥のえづけについて**、お伺いいたします。県の北秋田振興局が本市の長木川白鳥広場での白鳥へのえづけを自粛するよう提案された旨の報道がありました。北秋田振興局では、本県の特産品である比内地鶏への鳥インフルエンザ感染を警戒して、府内に検討会を立ち上げ、管内3農協などの関係者を集めてえづけ自粛の原案を提示したことですが、今後どのような

にするのか結論は出したのでしょうか。大館市と北秋田市は比内地鶏の主産地です。合わせて84戸の農家が飼育し、鶏舎は100を超えていて、昨年は54万4,000羽も出荷しているそうですが、万一感染すれば地域経済に大きな打撃を与えます。また、生態系への影響や水の汚れなども心配されるところです。**今後の方向づけ**を聞かせてください。

最後に、「子育て税」に反対の意志表明を再度求めるものです。子育て支援と教育の新税、この構想は一昨年に知事が3選された直後に言い始めたもので、以来、県民との意見交換会やアンケート等を実施してきました。それらには県民からまた識者からたくさんの意見が出されています。さらに県が6月に実施した県民意識調査の結果を発表しましたが、これは無作為に4,000人を抽出したものです。中身は「税負担をしてよい」、また「負担してもよいが額をもっと少なく」というのを合わせて、賛成は34.7%。「負担したくない」、「どちらかといえば負担したくない」を合わせて56.5%で、1月の調査に比べ賛成は10ポイント減って、反対は4ポイントふえています。県議会、また県市長会・町村長会が慎重な対応を求めていることは承知しておりますが、改めて市長の意思表明を求めるものです。以上で終わります。(拍手)

(降壇)

[市長 小畠 元君 登壇]

○市長（小畠 元君） ただいまの笛島議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**産業廃棄物**に関連しまして、①として**家電、汚染土壌、産廃焼却、最終埋め立て**など処理施設があることでのメリット、デメリットはについてありますが、本市に環境関連施設があることによるメリットとしましては、地球規模の環境問題について、最先端の技術により環境の保全に先導的な役割を担っていることであり、また、環境産業の育成により、地元に雇用が創出され、地域経済の活性化が図られていることが挙げられます。デメリットにつきましては、強いて挙げるとするならば、これらの環境産業により地域の環境や市民の安全に悪影響を与えることがないよう適切な監視を行うため、安全・安心を確認するための行政や市民の活動に要する労力やコストを費やす必要があること等が考えられると思っております。

②日本各地からの受け入れのほか、今後は中国など外国からの受け入れも認めるのか。③**産廃の処理量、最終処分場など今後の見通し**はについてありますが、これら2点につきましては、関連がありますので、一括してお答え申し上げます。産廃処理につきましては、どこから来るのかもさることながら、何をどれだけ処理するのかが重要な問題であると考えております。今後も、本市にある処理技術で無害化が可能な廃棄物であるか、また、処理能力に見合う搬入量であるかをしっかりと確認してまいりたいと考えております。また、処理業者からは産廃の処理量をふやす予定や海外からの受け入れ計画はないとの伺っております。

④**最近処理された残渣にはどのような物質が含まれているのか。また、それを埋めた場合の汚染は**ということですが、議員御案内のとおり、特定物質の搬入や処理に係る協議の状況につきましては、厚生常任委員会に御報告申し上げているところであり、現在搬入されて

いる産廃は処理すべき有害物質等について事前に調査・分析し、さらに最終処分に当たっては、将来的にも無害であることを確認の上、処分されております。また、市としましても、定期的に地下水や周辺河川の水質分析を行い、安全を確認しております。

⑤三重県の産廃税についての見解はについてであります。産廃税の導入は、廃棄物の発生抑制に一定の効果があるとも言われておりますが、新たな税を導入するとなれば、公平・中立の税の原則に照らし、法的な裏づけや、賦課・徴収、使途まで含めた制度の構築など、十分な検討が必要であり、現時点では慎重にならざるを得ない状況であります。しかしながら、市の行政区域外から搬入される汚染土壌などの特定物質につきましては、事前協議や周辺環境の調査・指導などを行っていることから、排出者に応分の負担を求めるにつきまして、今後、研究してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

大きい2点目、市立総合病院に「地方公営企業法」を「全部適用」することについてであります。①として、全部適用によって、患者や住民への影響はどうなるのかということであります。さきの佐々木議員の御質問にもお答えしたとおり、職員の意識改革なくして将来にわたっての良質な医療の提供と安定した経営はないと考えております。全部適用いたしますと、新たに管理者を置くこととなるわけですが、管理者には予算原案の作成、内部組織の設置、職員の任免、給与等の取り扱いなど病院経営に関する広範な権限が与えられることになります。これにより経営責任が明確化され、自律性の拡大による効率的な管理運営が求めされることになるわけであります。また、医師を初めとする職員が直接経営に参画し、患者本位の医療の提供を常に念頭に置くことで患者サービスの一層の向上が図られるものと考えております。

②病院組織と職員の体制はどうなるのかであります。病院組織につきましては、独立することにより、人事・給与・労務等の管理部門を充実させた新たな執行体制が必要となります。組織の肥大化やコスト増とならないよう簡素かつ柔軟な組織としてまいりたいと考えております。また、身分については変更ございません。

③全部適用した病院の実態はどうなっているか調査したのかということであります。全国では、1,074自治体病院のうち約250の病院が、また、県内では12の自治体病院のうち横手病院を初め4つの病院で導入しており、経営改善と職員の意識改革に大きく寄与していると伺っております。今後も先進地事例につきましては十分調査していきたいと考えております。

④全部適用した場合の問題点などを明らかにし、中間報告をするべきということであります。1点目の御質問でも申し上げましたが、人件費を初めとする新たなコスト増を招かないこと、管理者に権限が集中することで管理者の資質によっては偏った経営に陥る懸念などが挙げられますが、経営管理指標や評価システムの公表などの情報公開を進めること、また、議会や開設者のコントロール機能を適正に働かせることにより健全な運営を進めることができるものと考えております。

⑤全部適用は公的医療の後退の通過点にならないかということであります。これまで申

し上げましたように、全部適用は公的医療機関として将来にわたって安定した経営と良質の医療サービスを提供するために導入しようとするものであります。今後、案がまとまり次第、議会に御相談してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目、白鳥のえづけについてであります。生態系への影響や水の汚れ、鳥インフルエンザの感染を警戒することなども含め、今後の方向づけはということですが、長木川に飛来する白鳥は約300羽程度であります。最近はこれをはるかに上回るカモ類も飛来し、ふん害などの環境汚染が問題となっております。一方、本年1月、宮崎県と岡山県に高病原性鳥インフルエンザが発生し、また、7月には、ドイツやフランスで、これまで感染例のなかった白鳥からH5N1型の鳥インフルエンザウイルスが検出されました。大館北秋地域は秋田県内の比内地鶏の7割以上を生産しており、本市で鳥インフルエンザが発生したとするとその被害は甚大であります。このような状況を危惧し、ことしの2月に北秋田地域振興局から白鳥のえづけを自粛するよう申し入れがあり、その対応について白鳥を守る会も含め関係機関と協議を進めております。白鳥が飛来する10月中旬までには、えづけの中止も視野に入れながら結論を出したいと考えております。

大きい4点目、再度、「子育て税」に反対の意思表明を求めるということであります。県が示したこのたびの子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョンにおける充実強化策や新たな拡充策につきましては、所得制限の撤廃やバウチャーによる在宅育児支援などが示されておりますが、本市では恩恵を受ける方が少ないものと見込まれています。現在の状況では、新税が導入されると市町村にも応分の負担が求められることになりますが、県は新税を財源として利用できるのに対し市町村は独自に新たな財源を捻出して対応していかなければならないという事態になります。こうしたことから、本年2月6日に行われた県との意見交換会の際には、県において財源の確保に向けて業務の見直しを含めた行財政改革に取り組んでいただくことが先であり、今回の将来ビジョンについては、もっと時間をかけて議論していく必要があるのではないかということで、反対の意見を述べさせていただいたところであります。県が実施した第2回目のアンケート調査では56.5%の方が反対しており、その理由として、若い人の働く場の確保の優先や少子化対策としての効果が期待できない、高齢者や所得の低い人への配慮が足りない、行財政改革が不十分などの意見が挙げられております。本市としましては、これまでの子育て支援・教育充実事業の効果を見据えた上で、県民の声を反映した施策の見直しが必要であると考えますことから、今後も機会をとらえて県に対して反対の意向を伝えてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○17番(笹島愛子君) 議長、17番。

○議長(虹川久崇君) 17番。

○17番（ 笹島愛子君） 再質問いたします。今産廃に対して市長の方から答弁していただきましたけれども、メリットについては雇用もそうですけれども、法人市民税なども一定の額が入っているわけで、そういったことはわかっているつもりではありますけれども、やっぱり今のさまざまな経済状況の中での生産する、排出する企業からの受け入れをもうこれ以上入れてほしくないというような声を今までたくさん聞かされてまいりましたし、量についてはぜひとも外国からの受け入れ、これに対するは本当に慎重にやっていただきたいと思います。と言いますのは、この産廃事業は県の認可だからということでは済まされないと私は思います。市の指定工場になっているわけですので、これについては本当に慎重にやっていただきたいと思います。それから最近処理された残渣についてのことですけれども、私ども素人は専門的な方々がいろいろな物質を入れても本当にわかりづらい、なかなか納得いかないものがあります。この残渣によって将来今までと違う化学反応を起こすことがある可能性があるのではないかと心配されるわけです。それについて全く無害化してということではありましたけれども、今の技術では完全無害化することはできないとも伺っておりますので、その点についての不安を払拭するために、ぜひともこれについてはまめに報告をしていただきたいと思います。また、三重県の産廃税については質問の中でも言いましたけれども、私は税が先にありきという考えではありません。やっぱり排出量をどれだけ減らすかと、環境のことを考えればこれも一つの方策ではないかということになりますので、三重県でも本当に時間をかけたようです。ですからこれについては産廃処理施設がある大館市としても今後の検討課題になるのではないかと思いますので、市長の考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

次に、市立病院についてですけれども、全部適用すれば管理者の権限は相当広範になると思いますが、いずれにしてもいい方向で、市立病院がこの地域の自治体の拠点病院となるような方向にみんなでやっていかなければならぬと思います。病院が新しく立派なものになっても、市民からのいろいろな不満、先ほど佐々木議員からもお話がありましたけれども、これをぜひともなくしていくようにしていかなければならぬと思います。それから、12月議会に提案したいという新聞報道がありましたけれども、私はやっぱり急がずにもっと時間をかけて中間報告をしながら意見を集約する必要があると思いますが、これについて12月議会で条例を改正することなのかどうかを改めてお聞きしたいと思います。

白鳥のえづけについてですけれども、これについては非常に複雑な思いをしております。白鳥、動物に市民権がある、市民権という言葉が当てはまるかどうかはわかりませんけれども、あえて言うなら、この大館市の長木川広場での白鳥は市民権を持っているのではないかと思っています。そして、冬の風物詩にもなっていますし、子供たちの楽しみにもなっていると思います。しかしながら逆に、この自然界のことも子供たちには教えていくべきではないか、本当に難しいところだと思います。でも万一感染すれば被害は甚大になると思いますし、何かが起きてからでは遅いと思います。やっぱりこのえづけについても急いで知恵を出し合って、例えば

自然界で生きていくためのえさの中身も検討する必要があるのではないかとか、白鳥の問題については、わずかこれだけの質問ですけれども、私の中でも堂々めぐりをしました。子供たちのことや環境のこと考えてどうするのか、早い結論を出さなければならぬと思います。

子育て税についてですけれども、県民のニーズは予想以上に広範であることとか受け入れ体制とか実効性などに疑問が多いこととか、また定率減税が今年度全廃されたわけですけれどもそれで市民税がふえているとか、また自治体の負担も出てくるなど、改めて市民負担を行わないように知事に意思表明をすることの決意を述べられましたけれども、改めてこのことをお願いしておきたいと思います。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（虹川久崇君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問について、お答えしたいと思います。最初に産廃についてでありますけれども、国の内外を問わずどこから来るのかということもさることながら、どんなものがどれだけ来るのかということがわかるのが一番重要ではないかということと、受け入れ側の能力というか、つまり産廃を無害化する技術が重要な問題ではないかということをお答えいたわけであります。その中で御質問の中に慎重にということと今までと違う化学反応が出てくるのではないかという不安があったのではないかと思いますが、それはやっぱり常に追跡調査をして、環境調査をきちんとやっていくということで、市民の皆様にも安心してもらえると思いますので、まめに報告せよということについて、十分私どもも指針に従って頑張っていきたいと思います。それから三重県の産廃税の例についてでありますけれども、実際にこういった環境調査をしたりしますと、その分いろいろ負担がかかるわけでありますので、それについては税という形ではないかもしないけれども、応分の負担は排出者の方へ求めていくというのは当然検討しなければならないと思いますので、そういうことで検討したいと申し上げておきたいと思います。

それから全適についてでありますけれども、12月議会に条例改正案を出したいと思っておりますけれども、その前に前広に、できる限りたくさんの人々の御意見を伺ったり、議会に御議論いただき、そういう形で私ども前広に議論を進めていけるように体制をとっていきたいと考えております。したがって、議会中ではございますけれども、いろいろな案を説明させていただいたりすることもあるかと思いますので、ここはひとつよろしくお願ひいたします。

白鳥のえづけについてでありますけれども、私どもが自然界について知っているということはごくわずかなのではないかと言われましたけれども、そのとおりだと思います。ですから、慎重にならざるを得ないのではないかと思います。市民権と言いましょうか鳥民権と言いましょうか、せっかく来てくれていますので、どうするのだということもあるわけでありますので、そのあたり確かに私どもも非常に悩むところであります。鳥インフルエンザという大変大きな緊急性の高い課題に対してどう対応していくかということ、それから今後は白鳥についての市

民の接し方をどうするかと我々二本立てで物事を考えていかなければいけないと思います。とりあえず、製薬会社がありますし、比内鶏の生産の本場でもありますし、緊急対策については第1弾とするし、その後についての議論と二段階に考えて市民の皆様にも御納得いただける方法を見出していきたいと思います。

5点目の子育て税については要望ということなのでしょうか。私自身がこの議会ではっきりと反対の答弁をさせていただいたことがありました新聞に出ると思います。これが一番大きいのではないかでしょうか。直接行って反対であると何回言っても結構でありますけれども、議会で市長が反対の意向を明確に示したということで、姿勢をわかつていただければありがたいと思います。

○議長（虹川久崇君） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案等の付託

○議長（虹川久崇君） 日程第2、議案等の付託を行います。議案等44件はお手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ各委員会に付託いたします。

議 案 等 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
議案 第92号	政治倫理の確立のための大館市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第93号	大館市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第94号	大館市手数料条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第95号	大館市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第96号	大館市介護保険条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第97号	大館市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第98号	大館市立小、中学校に関する条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第99号	大館市学校給食センターに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第100号	大館市児童育成施設に関する条例の一部を改正する条例案	〃

議案 第101号	大館市防災会議条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第102号	大館市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第103号	大館市立病院使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第104号	旧慣使用権の廃止について（大子内字堂ノ沢地内）	総 財 委
〃 第105号	旧慣使用権の廃止について（大子内字堂ノ沢地内外）	〃
〃 第106号	市道路線の廃止について（松木1号線外1路線）	建 水 委
〃 第107号	市道路線の認定について（松木1号線外2路線）	〃
〃 第108号	平成19年度大館市一般会計補正予算（第4号）案 第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全 部 歳出 第2款 総務費（ただし、第1項第19目・第21目 を除く） 第9款 消防費 第12款 公債費 (最 終 調 整)	(分 割) 総 財 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第2款 総務費のうち、第1項第19目・第21目 第3款 民生費 第4款 衛生費	厚 生 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第5款 労働費 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第10款 教育費 第2条第2表 債務負担行為補正	教 產 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第8款 土木費	建 水 委
〃 第109号	平成19年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案	厚 生 委
〃 第110号	平成19年度大館市介護保険特別会計補正予算（第1号）案	〃

議案 第111号	平成19年度大館市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）案	厚生委
〃 第112号	平成19年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）案	〃
〃 第113号	平成19年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第114号	平成19年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）案	教産委
〃 第115号	平成19年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）案	〃
〃 第116号	平成19年度大館市公営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）案	建水委
〃 第117号	平成19年度大館市ベニヤマ自然パーク事業特別会計補正予算（第2号）案	教産委
〃 第118号	平成19年度大館市温泉開発特別会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第119号	平成19年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第2号）案	建水委
〃 第120号	平成19年度大館市財産区特別会計補正予算（第2号）案	総財委
〃 第121号	平成19年度大館市水道事業会計補正予算（第2号）案	建水委
〃 第122号	平成19年度大館市下水道事業会計補正予算（第2号）案	〃
〃 第123号	平成19年度大館市病院事業会計補正予算（第1号）案	厚生委
〃 第124号	財産の取得について（大館市北地区学校給食センター（仮称）固定型厨房備品（その3））	教産委
〃 第125号	財産の取得について（大館市北地区学校給食センター（仮称）固定型厨房備品（その4））	〃
〃 第126号	財産の取得について（大館市北地区学校給食センター（仮称）固定型厨房備品（その6））	〃
請願 第3号	アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書の提出要請について	〃
〃 第4号	生産者米価・農産物価格の保障を農政の柱にすることを求める意見書の提出要請について	〃

請願 第 5 号	小泉分館の早期改築について	教 産 委
〃 第 6 号	旧上川沿小学校跡地の活用（児童館の市有地移転）について	厚 生 委
〃 第 7 号	旧上川沿小学校跡地の活用（道路の拡張）について	建 水 委
陳情 第 4 号	東台地区支援センター（仮称）の建設について	教 産 委
〃 第 5 号	有害鳥獣対策の抜本的な強化を求める意見書の提出要請について	〃
〃 第 6 号	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出要請について	厚 生 委
〃 第 7 号	原爆症認定制度の改革を求める意見書の提出要請について	〃

○議長（虹川久崇君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、9月18日午後1時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時25分 散 会
